総 行 選 第 6 4 号 平成29年6月16日

各 都 道 府 県 知 事 殿 各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する 法律の一部を改正する法律の施行について(通知)

第193回国会において成立をみた衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(以下「区割り改定法」という。)は、平成29年法律第58号をもって、本日公布、施行されました。これにより、既に平成28年5月27日に公布されている衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号。以下「平成28年改正法」という。)のうち公職選挙法の改正規定は、区割り改定法の公布の日から起算して1月を経過した日(平成29年7月16日。以下「一部施行日」という。)から施行することとされました。

今回の区割り改定法による平成28年改正法の改正は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めること等を目的として行われたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る区割り改定法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別のご配慮をお願いします。

記

## 第1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成28年改正法附則第2条の規定により、平成27年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、19都道府県において97選挙区の改定等を行うものとされ、具体的な選挙区は、区割り改定法による改正後の平成28年改正法による改正後の公職選挙法(以下「新公選法」という。)別表第一で定めるものとされたこと(新公選法別表第一関係、別添参照)。

なお、青森県、岩手県、三重県、奈良県、熊本県及び鹿児島県の区域内の衆議院 小選挙区選出議員の選挙区の数は、それぞれ1減少するものであること。

第2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、区割 り改定法による改正前の平成28年改正法附則第3条の規定により、平成27年 国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙 区において選挙すべき議員の数を4選挙区(東北選挙区、北関東選挙区、近畿選 挙区及び九州選挙区)でそれぞれ1減少させるものとされたこと(新公選法別表 第二関係)。

## 第3 開票区に関する事項

都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると 認めるときに限り、数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けること ができるものとされたこと(新公選法第18条第2項関係)。

## 第4 施行期日等に関する事項

- 1 平成28年改正法のうち公職選挙法の改正規定は、一部施行日から施行するものとされたこと(平成28年改正法附則第1条関係)。
- 2 新公選法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下「次回の総選挙」という。)から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示

される衆議院議員の選挙及び一部施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例によるものとされたこと(平成28年改正法附則第3条第1項関係)。

したがって、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙等については、平成28年改正法による改正前の公職選挙法別表第一で定める改定前の衆議院小選挙区選出議員の選挙区で行われるものであること。

- 3 新公選法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成29年4月19日(以下「基準日」という。)現在によったものであって、基準日の翌日から一部施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすものとされたこと(平成28年改正法附則第4条関係)。
- 4 その他所要の規定の整備がされたこと。

## 今回の改定で変更される選挙区

		選挙区数	都道府県数	都道府県別内訳
				( ) 内は該当選挙区
1,選挙区の数が減少することとなる県の区域内の 選挙区の改定に伴うもの 【衆議院選挙制度改革関連法附則第2条第3項第2号ロ】		27	6	青森県(1区、2区、3区、4区)、岩手県(1区、2区、3区、4区)、 三重県(1区、2区、3区、4区、5区)、奈良県(1区、2区、3区、4区)、 熊本県(1区、2区、3区、4区、5区)、鹿児島県(1区、2区、3区、4区、5区)
2, 較差2倍未満等の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの等 【衆議院選挙制度改革関連法附則第2条第3項第2号本文・ハ・ニ】		70	13	
(内訳)	上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	56	10	北海道(1区、2区、4区)、宮城県(1区、3区)、 埼玉県(1区、2区、3区、5区、13区、15区)、千葉県(4区、13区)、 東京都(1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、12区、 13区、14区、16区、17区、19区、21区、22区、23区、24区、25区)、 神奈川県(7区、8区、9区、10区、13区、14区、16区、18区)、 愛知県(6区、7区、12区、14区)、大阪府(1区、2区、4区)、 兵庫県(2区、5区、6区、7区)、福岡県(2区、3区、5区)
	下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	11	4	<u>宮城県(4区、5区、6区)</u> 、福島県(3区、4区) 愛媛県(1区、2区、4区)、長崎県(2区、3区、4区)
	その他作成方針に基づく改定に伴うもの	3	1	北海道(6区、10区、12区)
合 計		97	19	

(参考) 選挙区を変更しない府県

28 府県

秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、 佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

- 注) 「衆議院選挙制度改革関連法」とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号)のことをいう。
- 注) 「都道府県別内訳」欄の下線を付した道県については、再掲である。
- 注)複数の区分に該当する道県があるため、2の都道府県数の合計は単純計と一致しない。
- 注)衆議院選挙制度改革関連法で定める改定対象選挙区の区分による。
- 注) 今回の改定で変更される改定後の選挙区の数は、1の改定に伴い選挙区の数が6減少するため、19都道府県91選挙区となる。
- 注) 「較差2倍未満等の人口基準に適合しない選挙区」とは、衆議院選挙制度改革関連法で定める人口最少県の人口最少選挙区(平成27年日本国民の人口では鳥取県第2区、平成32年見込人口では鳥取県第1区)の人口以上当該人口の2倍未満の基準(平成27年日本国民の人口では283,502人~567,003人、平成32年見込人口では277,569人~555,137人)に適合しない選挙区である。
- 注) 「その他作成方針に基づく改定」とは、区割り改定案の作成方針(平成28年12月22日) 2(6)(ロ)に基づき、北海道の総合振興局又は振興局の区域と整合を図る改定である。